

# 平成二十七年度大会宣言

戦後七十年の節目を迎えた今日、我が国は外交や貿易、安全保障、経済再生、教育再生など国内外に様々な課題を抱えています。東日本大震災の発災から四年四か月が経過しましたが、復旧・復興への道は未だ半ばと言わざるを得ません。私たちは避難生活を余儀なくされている人たちの生活に思いをはせ、防災・減災に向けた取り組みを日々活かしていかなければなりません。

平成二十五年一月に発足した教育再生実行会議は、昨年までに五次にわたる提言を行つてきました。その成果として、「いじめ対策推進法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」、「学校教育法等の一部を改正する法律」などが成立しました。また、道徳に係る学習指導要領等の一部改正や高大接続改革実行プランの策定、さらに、「小学校三年からの英語教育」、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成などについて」などが中央教育審議会に諮問されております。

昨年九月には、我が国の将来を見据え、教育立国を実現する観点から、教育再生に向け残された課題について、分野別に集中的な議論を行うため、教育再生実行会議分科会が設置されました。本年三月には、第二分科会から第八次提言として「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」が、五月には第一分科会から「これから時代に求められる資質・能力とそれを培う教育、教師の在り方について」が第七次提言としてまとめられました。

また、この夏には、第二分科会から「教育立国実現のための教育財源などの教育行政の在り方」を踏まえた第八次提言が報告されるといわれております。

さらに、第一百八十九回通常国会において、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられました。同法付則には、この引き下げを踏まえ、民法の成人年齢や少年法の適用年齢などについても「検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」と盛り込まれており、今後、高校生の政治への参画意識の育成とともに、権利と義務に関する生徒指導の在り方にも大きな変換をもたらす時期の到来が予想されます。

ここ数年の我が国の教育制度の根幹にかかる大きな変化の流れの中で、各学校では、豊かな情操や規範意識、人権感覚の啓発、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性・公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、道徳教育、人権教育や防災教育を推進するとともに、体験活動や読書活動の充実を図る必要があります。」とともに、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたってグローバル社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けさせるため、社会教育施設のみならず異校種や企業、NPO法人等の多様な教育資源の提供主体との連携を深めていくことが大切です。

私たち教頭・副校长は、高い識見と広い視野を持ち、教育行政の動向を注視し、さまざまな教育課題の解決に向けて率先して行動し、リーダーシップを發揮するとともに、研究・研鑽に励み、その成果を共有し、経験と体験を交流する研修の機会を持ち続けなければなりません。

また、主幹教諭・指導教諭等、学校運営組織の中心となる人材を発掘・指導・育成し、学校の活性化・特色化を図り、志を持って主体的に学び社会に貢献する力を育む高校教育を推進する覚悟です。

「これらのことを銘記し、もって学校教育の充実・発展を期し、次の事項の実現に尽力する」とを「」に宣言します。

- 一、心身ともに健康で、グローバル社会を生き抜く生徒を育てる学校の整備と充実
- 一、確かな学力と豊かな感性、規範意識を備え、主体的に社会参画する生徒の育成
- 一、主幹教諭・指導教諭等の学校運営・学校組織を担う教員の育成と条件の整備
- 一、教頭・副校长の研究・研鑽、経験・体験を交流する研修機会の維持と推進